　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利害関係人からの申請用

**相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ**

**１　当庁に照会できるのは，被相続人の最後の住所地が当庁の管轄地域内のものだけです。熊本県内で当庁の管轄でない住所地の方は，管轄の支部等にご提出いただきます（どこの支部かはご説明します。）。最後の住所地は，被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票の全部証明書等で確認してください。また，照会の申請ができる方は，以下の２通りに限られます（なお，本説明書は以下のBの方を対象としていますのでご注意ください。）。**

**A 　相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）**

**B　 被相続人に対する利害関係人（債権者等）**

**２　照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会の申請にあたっては照会申請書及び目録をご提出ください。**

**なお，調査については目録に記載された氏名に基づいて行います。**

**３　照会の際，原則として，以下の添付書類が必要になります。ただし，例外的にその他の書類の提出をお願いする場合もありますのでご了承ください。**

**なお，～及びの各書類並びににおける「被相続人の戸籍の附票の全部証明書」等については原本還付が可能です。希望される場合は，申請書の下部の原本還付申請欄にチェックを入れ，原本とコピーの両方をご提出ください。**

**　被相続人の戸籍（除籍）の全部事項証明書等**

**被相続人死亡の事実を確認するための書類です。**

**　被相続人の住民票の除票又は被相続人の戸籍の附票の全部事項証明書等**

**被相続人の最後の住所地を確認するための書類です。**

**なお，同書類がすでに廃棄になっている場合は，被相続人の最後の住所を記載　した上申書をご提出ください。**

**　照会者の資格を証明する書類**

**【個人の場合】　照会者（個人）の住民票**

**【法人の場合】　法人の登記事項証明書又は資格証明書**

**いずれも発行から３か月以内のものをご提出ください。**

**　利害関係の存在を証明する書面（コピー）**

**被相続人との利害関係を疎明する資料として，金銭消費貸借契約書，訴状，競売申立書，競売開始決定，債務名義等の各写し，担保権が記載された登記事項証明書，その他債権の存在を証する書面などをご提出いただくことになります。**

**なお，被相続人の住所地につき本書面上の住所地と上記の住民票上の住所地が異なっている場合は，「被相続人の戸籍の附票の全部証明書」等を別途ご提出いただき，住所が変更になっている事実を疎明していただく場合があります。**

**　照会対象者（相続人）の現在の戸籍の全部事項証明書**

**照会対象者（相続人）と被相続人との関係を確認するための書類です。**

**なお，提出いただいた戸籍の全部事項証明書だけでは照会対象者（相続人）と被相続人との関係がわからない場合には，その関係がわかる戸籍及び除籍の全部事項証明書等を別途提出いただくことになります。**

**　相続関係図**

**被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので，添付の相続関係資料を基に作成してください（任意）。**

**　委任状（代理人に委任する場合のみ）**

**本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけですが，照会者が法人の場合には申請会社の社員を代理人とすることができます。ただし，この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を委任状とは別にご提出いただくことになります。**

**　返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）**

**４　照会者本人が直接窓口にお越しになる場合には，ご本人を確認できるもの（運転免許証，保険証，パスポート等の身分証明書）と印鑑をお持ちください。**

**５　被相続人の死亡日がかなり前の事案の場合であった場合などは，照会に応じられない場合や相続開始時から３か月限り回答する場合がありますのでご了承ください。**

**※　受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の申請には，相続人１人につき１５０円の収入印紙が必要となります（ただし，限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律１５０円の収入印紙のみ必要です。）。**